

(別添) 国連砂漠化対処条約第 17 回締約国会議の結果概要

■ 国連砂漠化対処条約第 17 回締約国会議について

国連砂漠化対処条約（UNCCD、正式名称：「深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約」）では、2 年に 1 度締約国会議（COP）が開催されています。

国連砂漠化対処条約第 17 回締約国会議（COP17）は、令和 8 年 8 月 17 日（月）から 28 日（金）にかけて、196 か国中約 140 の締約国・地域（※）と、国連諸機関、NGO 等の参加を得て、モンゴル国・ウランバートルで開催されました。我が国からは、青山環境副大臣を政府代表団長に、外務省、環境省、農林水産省等が出席しました。

（※）信任状を提出した国・地域の数

（１）期間

令和 8 年 8 月 17 日（月）～同年 8 月 28 日（金）

（２）場所

モンゴル国・ウランバートル

（３）参加者

締約国政府代表、国連諸機関、NGO 等

（４）我が国政府からの出席者

我が国政府代表団として、青山環境副大臣を団長に、外務省、環境省、農林水産省の担当官のほか、本条約にかかる専門家として恒川篤史教授（鳥取大学副学長）が出席しました。

（５）主な成果

<閣僚級会合>

青山副大臣から、環境省がモンゴルにおいて実施している砂漠化対処に関する技術協力や、放牧地管理にも有効な SATOYAMA イニシアティブについての紹介を行いました。

なお、閣僚級会合に先立ち、モンゴル国サンダグオチル自然環境・気候変動大臣及びナイダラーエネルギー大臣とのバイ会談を行い、今後の環境協力について意見交換を行いました。

<リオ 3 条約シナジーに係るハイレベル対話>

青山副大臣から、令和 7 年 12 月の第 7 回国連環境総会（UNEA7）で日本が提案し採択された、リオ 3 条約（1992 年のリオ地球サミット（国連環境開発会議）で署名が開始された生物多様性条約、国連気候変動枠組条約及びリオ地球サミットで条約交渉の開始が決められた国連砂漠化対処条約の 3 つの条約）のシナジー推進に関する決議や、環境省が国際機関等と連携して本年 6 月に発行した「アジア太平洋シナジーレポート」についての紹介を行いました。

<主要な議題について>

● 2030 年以降の将来の戦略枠組に関する検討

- 2030 年以降の UNCCD の将来の戦略枠組に関する政府間作業部会（IWG-FSF）の最終報告書について議論が行われました。議論の結果、2030 年以降の戦略枠組は引き続きの検討が必要となり、次回 COP までの期間に IWG-FSF において議論を継続することとなりました。

- 干ばつ
 - 干ばつへの対応に関するリスク管理や知識共有、能力構築の重要性について議論されました。将来的な制度的枠組については、引き続き締約国の間で更なる検討が必要であるという認識が共有され、次回 COP において議論を継続することとなりました。
- 農地の土地・土壌劣化の回避、軽減及び回復
 - 再生型農業や自然を活用した解決策（NbS : Nature-based Solutions）等を含む持続可能な土地管理を推進するとともに、民間セクターの参画や官民連携を通じて土壌の健全性向上及び土地回復を進めることの重要性等を確認する決定が採択されました。

※ プログラムや会議の概要は、以下のウェブサイト（英語）にて御覧いただけます。

○公式プレスリリース（国連砂漠化対処条約事務局・英語）

<https://www.unccd.int/news-stories/press-releases>

○議事概要及び写真（IISD Earth Negotiation Bulletin・英語）

<https://enb.iisd.org/convention-combat-desertification-unccd-cop17>

<環境省主催サイドイベントについて>

環境省では、以下のサイドイベントをモンゴル国自然環境・気候変動省と共催しました。本サイドイベントには、日本側から砂漠化対処事業にかかる専門家や環境省担当官のほか、モンゴル側からも林野庁長官やモンゴル国立大学の専門家、現地牧民が登壇し、計 70 名程度が対面参加しました。

日 時：令和 8 年 8 月 24 日（月）13:00～14:30 （日本時間 14:00～15:30）

場 所：MET-02 会議室（COP17 会場内）

言 語：英語（英語/モンゴル語逐次通訳あり）

題 名：モンゴルにおける砂漠化対処のための住民参加型生態系管理
(Community-based Ecosystem Management for Combating Desertification in Mongolia)

<農林水産省主催サイドイベントについて>

農林水産省は、鳥取大学国際乾燥地研究教育機構（IPDRE）及び国際協力機構（JICA）と以下のサイドイベントを共催しました。

日 時：令和 8 年 8 月 21 日（金）13:00～14:30 （日本時間 14:00～15:30）

場 所：MET-30 会議室（COP17 会場内）

言 語：英語

題 名：環境再生型農業・持続可能な土地管理：日本の革新的な技術とアプローチ
(Regenerative Agriculture and Sustainable Land Management: Japan's Innovative Technologies and Approaches)

（結果報告）

農林水産省 HP (https://www.maff.go.jp/j/press/y_kokusai/kikou/260824.html)

（参考１）砂漠化対処条約の概要

砂漠化対処条約（UNCCD: United Nations Convention to Combat Desertification）は、1994 年に採択、1996 年に発効。我が国は 1998 年に受諾・発効。深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）・地域が砂漠化に対処するために行動計画を作成し及び実施すること、また、そのような取組を先進締約国が支援すること等について規定。締約国は 196 か国＋EU。

（参考２）モンゴルへの砂漠化対策支援

環境省は、砂漠化の被影響国支援として、モンゴルにおける技術支援を 2004 年から長期にわたり実施。

現在は、バヤンホンゴル県ボグド郡におけるザグ林（モンゴル在来の低木（*Haloxylon ammodendron*）。牧畜民が家畜のエサ場等として利用。）の再生・保護を目的とし、住民参加型の再生・保護計画の策定支援、技術的な情報提供のための調査等を実施中。